

# 非常変災（台風など）その他緊迫事態における非常措置について

滋賀県立石部高等学校

台風の接近などにより「特別警報」、「警報」が発令された場合は、次のようになります。

## 1 滋賀県下全域または特定の地域において、「特別警報」、「暴風を含む警報」が発令されている時

①自宅待機 …午前6時において、「特別警報」、「暴風を含む警報」が発令中の場合は、始業時刻を繰り下げるので、生徒は自宅で待機すること。なお、午前10時までに「特別警報」、「暴風を含む警報」が解除された場合は、安全に留意して登校する。

②臨時休業 …午前10時において、なお「特別警報」、「暴風を含む警報」が発令中の場合は、臨時休業とする。

## 2 「その他の警報（大雨、洪水、大雪等の警報）」が発令されている時

・安全に留意して登校する。登校できない場合は、その状況を速やかに学校（担任）に連絡する。状況に対応して、適切な措置を講じることがある。

## 3 「特別警報」、「暴風を含む警報」が解除されても、JR草津線が運休している時 ※草津線を利用していない生徒も下記の指示に従う。

①JR草津線（草津駅から貴生川駅まで）が午前7時の時点で運休している場合（遅延は除く）は、再開されるまで自宅待機すること。

②午前10時までに運行が再開された場合は、安全に注意して登校する。

③午前10時においても運休している場合は自宅学習（臨時休業）とする。

### 【補足】

#### (1) JR草津線以外の公共交通機関を利用している生徒について

① 午前10時までに運行されなかった場合は、自宅学習（臨時休業）とする。

② 交通機関が長時間来ない時は、代表者が営業所に連絡し、その結果を学校に連絡し指示を受ける。

③ 遅延した場合は、「遅延証明書」を当日または翌日に学級担任に提出する。

#### (2) 自転車通学の生徒について

① 自転車での通学が困難な場合は、公共交通機関を利用する。

② 公共交通機関がない場合は、自宅学習（臨時休業）とする。

## 4 その他

・重要な連絡事項は本校のホームページにアップしますので、確認して下さい。

・「まちcomiメール」に登録して頂いた方には、メールで連絡が入ります。

・天気予報、ニュースなどにより情報の把握に努めて下さい。

### 【学校への連絡】

電話	0748-77-0311（代表）
	0748-77-0314（1年）
	0748-77-0315（2年）
	0748-77-0317（3年）